

銀行等保有株式取得機構の株式等の処分方針

- I 特別勘定にて買い取った対象株式等は、令和 18 年 3 月末までに、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないように留意しつつ、適切に処分を進める。
- II 機構の対象株式等の処分は、次の各号に掲げる事項を考慮の上、対象株式等市場の活況傾向が安定的に認められる時期に促進し、低迷傾向が認められる時期に抑制することを基本とする。
- (1) 機構の損失発生を極力回避すること
 - (2) 処分時期の分散や処分する銘柄の分散に配慮すること等により、対象株式等市場に与える影響を極力回避すること
- III 買い取った対象株式等の処分は、立会内取引における処分を原則とする。但し、一定の要件のもとで、次の各号に掲げる方法による処分も行う。その場合、機構または機構が委託する信託会社が実施可否を検討する。
- (1) 自社株、自己投資口買入による処分
 - (2) 公開買付けによる処分
 - (3) 売出しによる処分
 - (4) ブロックトレードによる処分

本件に関する照会先
銀行等保有株式取得機構
運営企画室(広報)
Tel:03-3553-1761